

○小林たかや委員長 はい。それでは、まず日程1に入ります。陳情審査、（1）番、継続審査①送付30-5、区営四番町アパート建替えに関する陳情について、審査に入ります。

前回、委員会を行いまして、委員会以降の状況について、執行機関から報告を受けたいと思います。

○平岡住宅課長 それでは、四番町の各住宅などに関します事項についてご報告を申し上げます。

四番町の2住宅にお住まいの方への丁寧な対応ということでございますが、去る5月に実施いたしました地盤調査説明会後のお時間やお電話、それから面接など多様な機会を活用させていただきながら、継続して個別相談、面談を実施させていただいております。その中でご意見をさまざまに頂戴しております。

前回の特別委員会で全世帯の個別相談が終了したことなどをご報告させていただきました。その後の個別相談といたしまして、4月から6月までに行いました個別相談、面談の世帯数は21世帯となっております。今後の個別相談などでは、これまでにお受けをさせていただきましたご相談の内容をお受けしまして、仮住宅住戸タイプのご案内やご不安に思われております移転作業への対応策などについて、お伝えをしていきたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。報告が終わりました。

それでは、審査に入ります。委員の方。

○木村委員 陳情書で、居住者や住民の中で三つの疑問があるということで、陳情書が…

…

○小林たかや委員長 継続審査。

○木村委員 うん。ずっと継続審査になっていると。それで、その三つ目の仮住宅の立地場所と施設内容についての不安と。これは建てかえ計画に協力をしましょうという方の中でも、やはり仮住宅に対する不安というのはお持ちの方は少なくありません。

それで、前回4月の当特別委員会の中で、個別相談の状況について数字でご報告いただきました。その中で、四番町アパートのほうで、仮住宅以外をご希望だという方で、ご協力いただける方が5世帯だというご報告だったと思うんです。こうした仮住宅以外の方のご希望に答える方策というのは、具体的に何かお持ちなんでしょうか。

○平岡住宅課長 今、木村議員からご指摘をいただきました点でございます。仮住宅以外をご希望でいらっしゃる方の属性といたしましては、やはりお体が非常にお悪い方、それからご病気がちな方、そういった方が中心にお見受けられるというところでございます。そういった方々に対する通院でありますとか、あるいはさまざまなご支援を外部から受けていらっしゃるというようなことを加味、備えて、例えば特定のご住宅をご案内ができるかどうかという点を検討してまいりたいというふうに考えております。住まわれている方の生活状況をまずは第一に率直に受けとめて、その内容でもってして最終的なご相談につなげていきたいというふうに考えております。

○木村委員 仮住宅以外を希望される方への対応という点で、具体的に、そのための受け皿だとか、こういう方向で受け皿をつくりましょうと、そういう具体的な方策というのを

お持ちなのかどうかなんです。

○平岡住宅課長 まだ具体的に、どちらのところにご案内するとかという具体的な内容をお決めしておるところではございませんが、例えば区営住宅でありますれば、もし病院の近くで空き状況があればというようなことも視野に入れて考える必要性はあるかなというふうに考えております。そういった地の利でありますとか交通の便でありますとか、そういったところを中心に、おけがをされたり病気をされたりというような方に対する考えをこれから深めてまいりたいというふうに考えております。

○木村委員 じゃあ、それは区営住宅であるとか、あるいは高齢者住宅等で対応するというところでよろしいんでしょうか。

○平岡住宅課長 私どものほうで、区で持っている住宅というのは、公共的住宅だけが基本的にストックとして持たせていただいているものでありますので、まずはそういったものを対象として考えていきたいというふうに思っております。その対象にしたとしても、住宅ストックにはご案内のとおり限りがあります。それから、もう既にたくさんの方が入居されているというような実態でございますので、ご希望を全部お受けするというのはなかなか難しい事態もあるかもしれませんが、できるだけ努力はするというようなことを想定して考えてまいりたいというふうに思っております。

○木村委員 これは区営住宅条例の36条で、要するに建てかえ事業の施行にかかわる条文ですね。ここで、その前条第1項の規定、35条の、要するに建てかえ事業の施行に伴って、必要があるときは区営住宅の明け渡しを請求することができる。それは半年前だと。ただ、その請求を受けた者から申し出により必要があると認める場合は、公的資金による住宅への入居のあっせん等によって、その者が使用している区営住宅の明け渡しを容易にするように努めなければならないと。これは36条の規定です。となると、体が弱くて通院とか、そういう関係もあって、近くに仮住宅を確保してほしいと、そうした場合、区営住宅であるとか高齢者住宅であるとかをあっせんすることで、そのご希望に添えていくと。ただ、住宅戸数って少ないものですから、公共住宅は、ふやせといってもふやさないと言っているために少ない。そういう現状のもとで、ご希望に添えるということは可能でしょうかね。大体何戸程度だったら応えられるんですか。何人程度のご要望だったら。

○平岡住宅課長 今、具体的に何戸という形で戸数をお示しできるところまでは今至っておらないところであります。ただ、年に2回募集をさせていただいております。その間にあきも生じてまいるといようなことでございます。今後そういったことも総合的に視野に入れながら、強くご希望されていらっしゃる、体のおけがをされたり病気をされたりといった方々の需要、そういったニーズも備えて、その戸数との対応をとりながらご案内ができるような形も、今後、一考として考えてまいりたいというふうに思っております。

それ以外にも、私どものほうで公営住宅以外のも住宅戸数はあるんですけども、そういったところをどういうふうに使っていくのかというのは、これからの考えの一つでありますので、そういったことも広く捉まえながら、公共的住宅にご案内できるような形も一つの策ということで考えていきたいと思っております。

○木村委員 一つの策ということで、そうすると、先ほどもできる限りというふうにお話しされましたけれども、そうすると、そのご希望に添えられない方も出てくると。今の現状を見ると。そういうことでよろしいんでしょうか。

○平岡住宅課長 ご案内いただきましたとおりでございます、戸数には限りがあるというようなところがございます。仮住宅はもちろん皆様お移りになってくださることを前提に整備しておりますが、既存の住宅ということになりますと、空き住戸は一定程度限られてくるというようなところがございます、できるだけ皆様の体の状況、それからご病気の状況、そういったことを第一に考えさせていただいた上で、私どものほうでご案内ができる限りをさせていただくというようなことをモットーにさせていただき、残念ながらご案内ができなかった場合に、いつの時点でどういう形のお住まいのライフスタイルが整えられるのかといったことも視野に入れながら、継続してご相談には対応してまいりたいというふうに考えております。

○小林たかや委員長 すみません。今、住宅課長が考えられている5人の方、もしくはもう少しいるかもしれないんだけど、言っている公共住宅というのは、あきがなかったから入れられないよね。ということは、あきがある保証はないよね。保証ないでしょ。

○平岡住宅課長 はい。

○小林たかや委員長 それが一つあきますとか二つあきますとか、ないよね。それを、今曖昧な答弁をしているんだけど。そうすると、先ほどの中ではそれ以外のことも考えるよとも言っているんだけど、二つ、僕ちょっと疑問に思っているのは、あなたが考えている、今、公共施設とか高齢者住宅というのは、四番町の周辺にどういうのがあって、どういう可能性があるのか。何戸のところかどうだということとか、例えば都営も頼んでいるのかどうか。都営の区の方もあろうし。それから、もっと言えば、その中にはあらゆる手段というのは、民間の住宅のことは一言も出てこないんだけど、民間住宅も含むのか。それ、答えられる範囲で答えてくれないかな。すぐ答えられるの。

○平岡住宅課長 今、委員長からご指摘いただいた、まず民間住宅に関してですが、今の段階では民間住宅を借り上げてというような構想はございません。そのため、私どものほうで持たせていただいているのは、まず区営住宅、これは高齢者住宅を含みます。区営住宅で。

○小林たかや委員長 この近辺じゃなくちゃだめだよね。神田にたくさんありましたなんていうのじゃ。それも考えているんですか。

○平岡住宅課長 それは入居されている方のやはりご意向ですね。神田にどうしても病院とか施設等が。

○小林たかや委員長 あればね。

○平岡住宅課長 ということでありますれば、それも視野に入れなければならないので、必ずしもそこにこだわりはなく、偏在的にならずに全体で物を見ていくということが必要かなというふうに考えております。

○小林たかや委員長 考える。

○平岡住宅課長 あと、それから、どうしてもこの住宅でないと通院が難しいということであれば、区営住宅以外の公共住宅も管理しておりますので、そういった住宅をうまく活用できるかどうかということも考えの一つには入れる必要があるというふうに思っております。

○小林たかや委員長 すみません。私、知識不足なんです。区営住宅以外の公共住宅というのはどういう住宅ですか。

○平岡住宅課長 例えば区民住宅を代替的に、ある一定期間使うであるとか、そういったことも考え。

○小林たかや委員長 区民。借上げの区民住宅ですか。

○平岡住宅課長 いや、借上げでは。

○小林たかや委員長 ない。区民住宅。

○平岡住宅課長 区民住宅とか、そういったところも視野に入れられるかなとは思っておりますが、まだ具体的にどこの住宅というところまでは考えには至っていないというところ です。

○小林たかや委員長 まだね。

○平岡住宅課長 そこまではちょっと明確にご答弁することは難しいのですが、私どもの持っている住宅ストック全体を見て、そういった判断もできるのかなというふうに考えております。

○小林たかや委員長 木村委員、いいですか。

○木村委員 はい。いいですか、違うの。

○小林たかや委員長 どうぞ、木村委員。

○木村委員 今のご答弁を伺っていると、この仮住宅以外をご希望だという5世帯の方が今のご答弁をお聞きになったら、ますます不安になられたんじゃないかと。入れる保証はないんですから。そう思いましたね。

それからもう一つ、協力はするけれどもやはり不安だという方の、いろいろなお話を伺うと、その移転費ってあるじゃないですか。これは、区の条例では、区営住宅建てかえに伴っては移転費を、必要な措置を講ずると。支払うという規定がございます。これは、移転費の金額というのは、何か要綱とか実施用要領とかということで規定はあるんでしょうか。

○平岡住宅課長 基準と申しますか、国基準で移転料に伴います積算根拠はございます。前回、東松下町住宅に外神田住宅からお移りいただいたときは、そちらの基準を引用させていただきまして、17万1,000円の一律のご支援金をお支払いしたというような形になっております。今回もその事例を調べましてお渡しするというようなことは考えております。

○木村委員 で、この移転費をご存じの方とご存じでない方がいらっしゃるんですけども、それは、移転費はこうだというお話は一律にはされていないんですか。

○平岡住宅課長 ちょうど1年前の夏に臨戸訪問をさせていただいたときがありまして、そのときに資料の中に、移転料のことについての記載をさせていただいた上で、その資料をご説明させていただいたという経緯がございます。仮住宅に移転されて戻ってくるときも、1回ずつ私どものほうからお渡しをさせていただきたいというようなことを記載させていただいて、各戸にご説明に上がったというような形でございます。ただ、ちょっと今のお話ですと、なかなかそこがうまく伝わっていなかったとすれば、今後もそういった点にご不安にならないように、ご説明に尽くしてまいりたいというふうには思っております。

○小林たかや委員長 すみません。その説明した中には、移転料は1回17万1,000円と書いてあるんですか。

○平岡住宅課長 金額までは入っておりますが、移転料をお支払いさせていただくことはお触れをさせていただいております。

○小林たかや委員長 というと、今ご答弁いただいた中で、実際的な金額が出てきたということでもいいんですか。この件については。この四番町です。四番町は。

○平岡住宅課長 金額ですね、話の中でお伝えをさせていただいたものですので、移転料をお支払いをしますということはお伝えさせていただいたんですが、金額、具体的にというようなところはお伝えをして……

○小林たかや委員長 ない。

○平岡住宅課長 お伝えをさせていただかなかった方もいらっしゃるかもしれません。

○小林たかや委員長 わかりました。そうすると、17万1,000円出るよと聞いている人と聞いていない人がいると。出るかもしれないけど。その辺、曖昧ということだよな。

○平岡住宅課長 はい。そういう形になります。

○小林たかや委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 で、これがまた不安に拍車をかけるわけですよ。ある人は移転費までご存じで、ある人は全く聞いていないと。これは恐らく詰問をして区のほうがお答えになったということじゃないかと思うんですけれども。ですから、移転費は出るのかとご心配される人もいらっしゃいますよ。

この17万1,000円というのは、部屋の大きさ、あるいは世帯人数、もしかすると、その仮住宅以外というところで、より遠方になる方もいるかもしれないし、近所になるかもしれない。その辺は問わず一律ということで区は実施されているんでしょうか。

○平岡住宅課長 今、木村委員からご指摘いただきましたとおり、一律という形になります。それから、世帯構成、ご家族の数ですね、人数、それによらず一律でお差し上げするというような形で、これまで支給させていただいておりますので、今後もその形を考えさせていただきます。

○木村委員 ふーん。

○小林たかや委員長 これ、国基準。何基準。聞こえなかった。

○平岡住宅課長 国の基準で移転料の積算根拠がございます。そういったことと、あとそれから、ほかの区でどういった支給実態があるのかということも調べさせていただいた上で、その国の基準にのっとって支給をさせていただいたというような形です。

○小林たかや委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 私も全部調べているわけじゃないんですけれども、例えばこれ、船橋かな、船橋の市営住宅。

○小林たかや委員長 船橋は遠い。

○木村委員 うん。

○小林たかや委員長 生活圏域が。

○木村委員 だから、その、地方のほうですよ。のほうが……

○小林たかや委員長 大変だ。

○木村委員 例えばこれ——あ、西宮ってどこだ。（「兵庫県」と呼ぶ者あり）兵庫県か。

○小林たかや委員長 遠い。

○木村委員 ここは、これ、地方のほうでは、東京都は余りつくっていない、特別区も余

りつくっていないようなんですけれども、建てかえ事業だけの要綱を持っている自治体が結構あるんですね。

例えば西宮市では、平成30年での移転費は、団地があって、団地外なのか団地の同じ棟なのかによって違うんですけども、大体17万2,000円から33万円までという幅を持たせて、世帯によって移転費を支給していると。それから大阪なんかは——あ、これは移転とまた戻るときと両方、17万1,000円ですよ。

○平岡住宅課長 そうです。両方です。

○木村委員 で、これ、大阪のほうでは、大阪市ですね。大阪市では移転料21万7,000円で、本移転料、同じ額で21万7,000円と、こういった形で一応設定をしていると。

で、この移転費というのは、建てかえに協力しようという方でも、やはり経済的な問題として非常にやっぱり不安をお持ちの問題なので、これについては特定の人だけが知っているという状況は、やはり居住者の中に不安をもたらすことになりかねないので、やはりその情報は同じように提供すべきだと。今後、いろいろ行政のほうも大変だと思うんですけども、その辺はぜひ努力していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○平岡住宅課長 木村委員からご指摘いただいた点は、まさにおっしゃるとおりだと思っております。私どものほうの進め方で足りなかった点が、ご指摘くださったというふうに思っております。今後はまた20名、30名のご相談というようなことを計画させていただいております。その中で必要な情報はもう一律皆様に同じ情報を差し上げるというようなことは、これはもう、今までも原則ではございましたが、そこがうまく伝わらなかった点は、私どものほう、ひとえに反省というように考えております。今後そういったことはならないように、皆様のご不安を解消するような形でアナウンスをさせていただきたいというふうに考えておまして、ご指摘いただいた点を踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。木村さん。

○木村委員 はい。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、陳情、この陳情、今いろいろ意見出ていますけれども、取り扱いについてはいかがいたしますか。もう何か不安な、（発言する者あり）不安がもう……

○木村委員 やっぱり不安がこれでは払拭できない。

○小林たかや委員長 できない。できて、やってくれると言って。やっていくと。言ってください。意見、どうぞ。

○木村委員 先ほどのその仮住宅、仮住宅以外の住居ということも含めて、やはり今のご答弁だと、この陳情にある疑問を取り除き同意を得ることに最優先で取り組んでほしいと。やはり不安を取り除くことに最優先でという趣旨に照らして考えると、やはり不安はとも取り除けるという状況では現段階ではないと言わざるを得ません。ですから、引き続き継続審査を、私はお願いしたいと思うんですけど。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

今、木村委員が、もう少し不安を払拭するよう頑張ってくださいように見ながらということなんで、この扱いについてはじゃあ継続扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。いいですか。継続でいいですか。

○木村委員 あ、陳情はね。そうか、そうか。はい。

○小林たかや委員長 もうおろしますか。

○木村委員 いや。

○小林たかや委員長 おろさない。継続で。

○木村委員 継続。

○小林たかや委員長 それでは、すみません、継続という扱いにさせていただきます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、陳情審査については終了します。